

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年3月2日

山口県知事 村岡 嗣政

### 1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務の名称  
収納情報等のデータエントリー業務
- (2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所  
山口市滝町1番1号 山口県庁舎
- (5) 業務の予定数量
  - ア 即日分
    - ・依頼日当日の納品が必要な案件。
    - ・データエントリーの依頼は平日に毎日行われる。
    - ・年間予定数量…5, 066, 000文字
  - イ 通常分
    - ・即日分以外の案件。
    - ・依頼日から納品までの期間は案件によって異なり、データエントリーの依頼は随時行われる。
    - ・年間予定数量…5, 208, 000文字

### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、コンピュータサービスのうちデータ処理について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (5) 即日分（依頼日当日の納品が必要な案件で、依頼は平日に毎日実施。）については、データの成果品を3時間以内に納入できる者であること。  
通常分（即日分以外の案件で、依頼日から納品までの期間は案件によって異なり、依頼は随時実施。）については、データの成果品を3日以内に納入できる者であること。
- (6) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達

等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- (7) ISO27001/JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項）若しくは JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム－要求事項）の要求を満たしていることを第三者機関から認証されていること。

### 3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県総務部税務課

### 4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から3月19日までの午前9時から午後5時までの間、山口県総務部税務課において交付する。

### 5 入札を執行する場所及び日時

#### (1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県庁厚生棟4階 MeetingRoom -橙-

#### (2) 日時

令和8年3月23日 午前11時

#### (3) 特記事項

郵便による入札とする。

### 6 入札保証金

免除する。

### 7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 記名のない入札
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

### 8 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

### 9 その他

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- (3) この公告後に、2の(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (4) 詳細については、山口県総務部税務課（電話083-933-2293）に問い合わせること。